

平成 21 年 1 月 30 日付け事務連絡の一部訂正について

このことについて、平成 21 年 1 月 28 日付け事務連絡で厚生労働省保険局医療課より、診療報酬請求書等の記載要領等について（平成 20 年 11 月 28 日保医発第 1128003 号）の一部改正通知がありました。

つきましては、厚生労働省保険局医療課よりの一部改正通知に伴い、本会から通知しました標記事務連絡「月の途中で 75 歳となり後期高齢者医療制度に移行する場合の自己負担限度額等に関する取扱いについて（通知）」中「1 の (3)」の「(医科の場合)」、「(歯科の場合)」及び「(調剤の場合)」を下記のとおり訂正します。

記

(医科の場合)

- ただし、65 歳から 75 歳未満の者で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者が 75 歳に到達した月に療養を受けた場合（75 歳に到達した場合であっても後期高齢者医療制度自体が変わらないため、自己負担限度額が 2 分の 1 とならない場合）であって、「療養の給付」欄の「負担金額」若しくは「一部負担金額」欄の項に金額を記載する場合、公費負担医療受給者の場合又は「特記事項」欄に「長」と記載する場合には、「摘要」欄に **障害** と記載してください。

(歯科の場合)

- ただし、65 歳から 75 歳未満の者で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者が 75 歳に到達した月に療養を受けた場合（75 歳に到達した場合であっても後期高齢者医療制度自体が変わらないため、自己負担限度額が 2 分の 1 とならない場合）であって、「一部負担金額」欄の項に金額を記載する場合又は公費負担医療受給者の場合には、「摘要」欄に **障害** と記載してください。

(調剤の場合)

- ただし、65 歳から 75 歳未満の者で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者が 75 歳に到達した月に療養を受けた場合（75 歳に到達した場合であっても後期高齢者医療制度自体が変わらないため、自己負担限度額が 2 分の 1 とならない場合）であって、「一部負担金額」欄の項に金額を記載する場合、公費負担医療受給者の場合又は「特記事項」欄に「長」と記載する場合には、「摘要」欄に **障害** と記載してください。